

## 第7章 計画の推進体制と進行管理

### 7-1 町民・事業者・行政の役割

景観づくりの主体である、町民・事業者・行政の役割を整理します。

#### (1) 町民の役割

- ・自らの暮らしが景観をつくることを意識し、個人や地域で協力しつつ、日常的な維持管理、美化、緑化などに取り組みます。
- ・町や地域の景観に思いをはせ、それを保全・改善するための活動に取り組みます。
- ・景観づくりへの意識を高め、町の景観形成の方針を理解するとともに、届出等のルールを守り、地域の景観形成に貢献するよう努めます。

#### (2) 事業者の役割

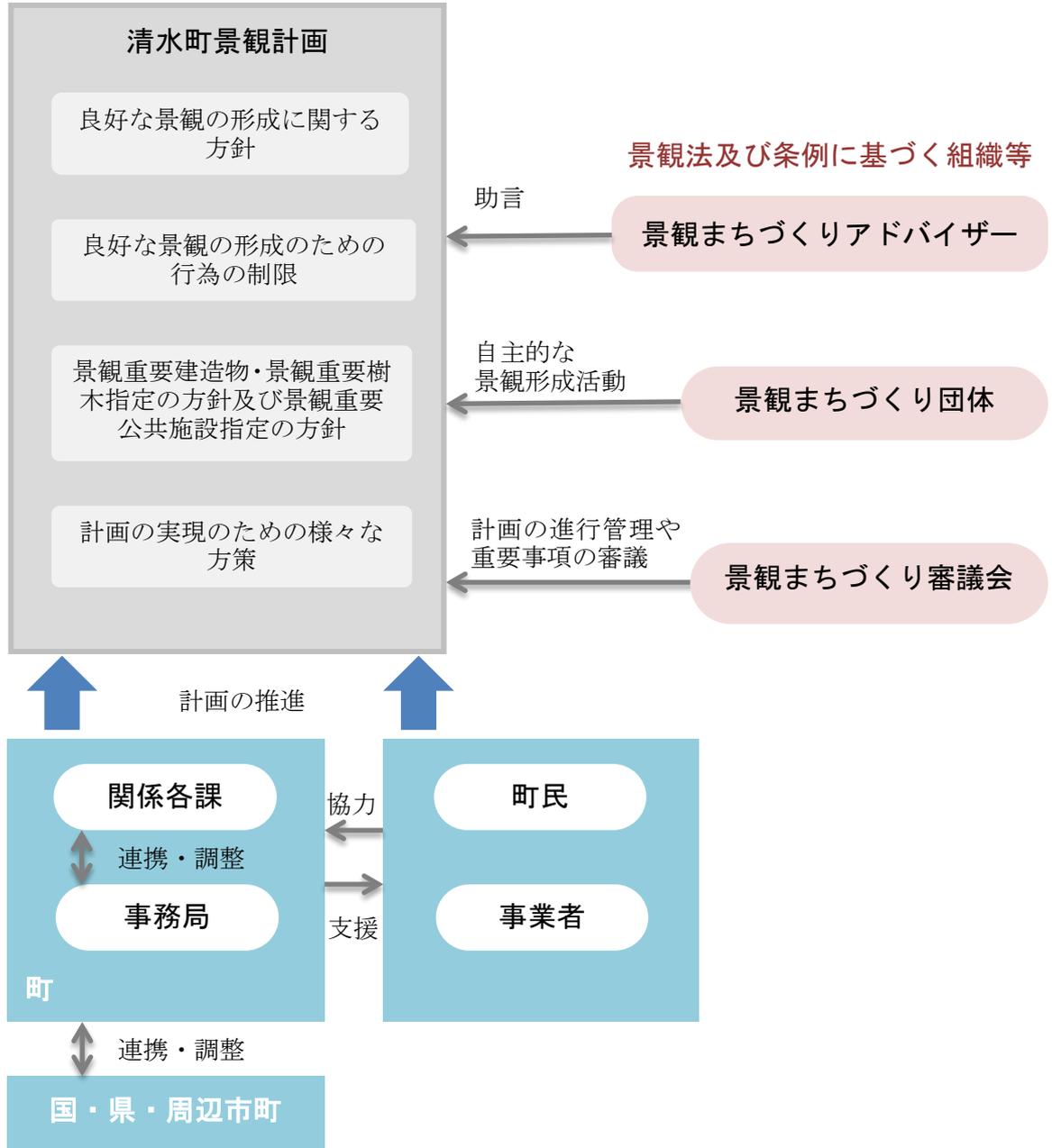
- ・自らの事業が与える景観への影響を意識し、事業活動を通して良好な景観形成に貢献します。
- ・町や地域の良好な景観づくり活動へ協力します。
- ・町の景観に影響を与える施設の整備に当たっては、町の景観形成の方針を理解し、届出等のルールを守るとともに、地域の景観形成に貢献するよう努めます。

#### (3) 行政の役割

- ・町民や事業者への積極的な情報交換や機会の創出などにより、良好な景観まちづくりへの自主的な取組を支援します。
- ・町が行う公共事業においては、庁内の関係部署との横断的な情報共有や協議により、本計画に示す景観形成の先導的な役割を果たします。
- ・行政の境界を超えて一体的な景観づくりの必要性がある場合においては、県や周辺市町等関係機関との連携を図り、役割分担を図りつつ景観形成を進めます。
- ・景観づくりは、自治会・NPO等の町民の活動など、幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との施策の連携・調整を図ります。

## 7-2 推進体制

町民、事業者、行政が協働により、良好な景観づくりを推進します。また、協働で景観形成を推進する環境づくりを進めます。



### ■景観まちづくり審議会

- ・景観づくりに関する重要事項を調査審議する機関として、町民や町民団体、関係機関、学識経験者などにより構成します。本計画の策定・変更や景観づくりに関する表彰、建築物等の届出の勧告等に関することなどについて、審議会における調査や審議の下で進めます。

### ■景観まちづくりアドバイザー

- ・公共事業や景観形成活動など、町の景観形成に関する重要な事項について助言等を得るため、学識経験者などをアドバイザーに選定します。
- ・また、地域の景観形成の取組を支援するため、住民などの求めに応じて、随時、景観に関する専門家をアドバイザーとして派遣します。

### ■景観まちづくり団体

- ・景観まちづくりの推進に寄与することを目的として、自主的な運営により計画的かつ継続的に景観まちづくりに取り組む活動団体を景観条例に基づき認定します。
- ・景観まちづくり団体の組織づくりを支援するとともに、それらの団体等が行う活動に対し、支援を行います。

### 7-3 進行管理

適切な進行管理により、本計画の実現性を確保します。

#### (1) 計画の評価

- ・ 景観資源や眺望点の状況評価、町民満足度評価、本計画における施策の実施状況評価を実施します。
- ・ 景観資源や眺望点の状況評価では、重要な景観資源や眺望点を景観まちづくりの評価地点として位置づけ、写真撮影による定点観測により景観の経年変化を評価します。定点観測により、景観変化の情報を蓄積します。
- ・ 町民満足度評価では、町民が景観についてどのように感じているかを、町民アンケートなどを活用して評価します。
- ・ 施策実施状況評価では、景観づくりの方針や実現方策について、進捗状況进行评估します。

#### (2) 計画の進行管理

- ・ 計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) の PDCA サイクルを確立させ、定期的な景観まちづくり審議会の開催により計画の進行管理を行います。また、本計画は、まちづくりの方向性の変化や社会情勢の変化、町民・事業者・行政の合意形成の熟度に応じ、順次見直しを図ります。

